

寿都町小形風力発電（20kW未満）施設等の設置に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、寿都町内において小形風力発電施設（20kW未満）及び送電線等の付帯設備（以下、「小形風力発電施設等」という。）の設置を行う事業者等に対して、事業概要を明らかにするための手順や施設の設置等にあたり遵守すべき事項を定める事により、生活環境や自然環境等に配慮するとともに、町民の理解のもと円滑に再生可能エネルギーの導入を推進していくため、本ガイドラインを制定する。

2. 対象施設

対象となる小形風力発電施設等とは、寿都町内において設置される風力発電の施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備とし、新設、増設又は改修等を行う場合を対象とする。（ただし、自家消費を主たる目的とした施設は除く）

また、小形風力発電施設以外の風力発電設備等については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく「寿都町再生可能エネルギー推進基本計画」の計画事業の対象とする。

3. 対象地域

このガイドラインの対象地域は寿都町全域とする。

4. 設置にあたっての基準等

1) 住宅等からの距離

対象となる小形風力発電施設については、最も近い住宅等から概ね 200m（複数設置する場合は 300m）以上離すこととしかつ、本ガイドラインに定める騒音等の基準内であることとする。

また、周辺居住者及び集落へ居住する全ての世帯を対象として施設設置の説明を行うとともに、合意を得ること。

※1 住宅等には、学校、保育園、病院などの文教施設、保健福祉施設等も含む。

※2 住宅等との距離は住宅等と風車におけるタワー基礎部との水平距離とする。

2) 道路からの距離

対象となる小形風力発電施設等に最も近い道路との距離は地上と風車の最高点との長さの概ね 2 倍以上であることとする。

※1 道路とは、国道、道道、町道（農道及び林道も含む）をいう。

※2 道路との距離とは、道路と風車におけるタワーの基礎部分との水平距離とする。

3) 騒音

最も近い住宅等において、環境基本法（平成 5 年法律第 91 条）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内（昼

間 55 d B 以下、夜間 45 d B 以下) とすること。

4) 低周波音

最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないものとする。

5) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

6) 自然環境

風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

7) 景観

- ① 事業者等は、小形風力発電施設等の設置等にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。
- ② 小形風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。
- ③ 事業者等は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 事業者等が小形風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

8) 光害

事業者等は、小形風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響をおよぼさないよう必要な措置を講ずること。

9) 文化財

事業者等は、小形風力発電施設等の設置等にあたって、設置等の影響から文化財を保護するよう努めるものとする。

10) 災害防止

- ① 事業者等は災害発生時の緊急連絡体制整備すること。
- ② 事業者等は小形風力発電設備等の設置にあたって雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。
- ③ 土砂災害計画区域及び急傾斜地等への設置は災害防止の観点から避けること。

5. 設置等にあたっての調整手順

1) 事前説明

事業者等は、小形風力発電設備等の設置地域及び規模の概要を計画した段階で、寿

都町及び関係住民（地権者等）、必要に応じ公的機関や関連団体等に事業説明を行うこと。

2) 住民説明の結果報告等

事業者等は、住民説明会等の実施結果について、内容や参加者の状況等について、随時、町へ報告するとともに、説明会等で出された質疑、意見、要望等に対して適切に対応するとともに、対応内容について町に報告をすること。

また、設置等に係る進捗状況等についても関係住民や町内会に対して情報を提供するとともに、関係者等への理解促進に努めること。

3) 町の窓口

事業者等は産業振興課農政係を町の窓口として小形風力発電設備等の設置等について、町の所管課と協議するものとする。

4) 本ガイドラインに基づき寿都町へ提出する資料

事業者等は、国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請を行う前に、町に対して小形風力発電施設等の設置等に関する届出書（様式第1号）に必要書類を添えて提出するものとする。

なお、届出書提出後、事業の変更又は中止を行う場合には、小形風力発電設備等の設置変更（中止）届出書（様式第2号）に必要書類を添えて町に提出するものとする。

6. 設置等の工事中及び工事完成後における調査

事業者等は、小形風力発電施設等の設置中及び設置後についても環境及び景観等の保全に関し、「4. 設置等に当たっての基準」の遵守に努めなければならない。

また、設置が完了したときは小形風力発電施設等の設置完了報告書（様式第3号）を設置完了後30日以内に町に提出するものとする。

7. 設置後の維持管理等

1) 事業者等は小形風力発電施設等の設置について、住民等から苦情等の申し入れがあった場合その内容及び対応内容について事故等報告書（様式第4号）を町に提出するものとする。

2) 事業者等は、設置した施設等について、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合については、速やかに事故等報告書（様式第4号）を町に提出するものとする。

3) 事業者等は、設置後に騒音、電波等の障害が発生した時には、その状況を町に報告のうえ、原因を調査し、誠意をもって対応し、その内容を事故等報告書（様式第4号）で町に提出すること。

4) 事業者等は、設置した小形風力発電施設等を廃止または譲渡する場合は小形風力発

電施設等廃止（譲渡）報告書（様式第5号）を町に提出するとともに、廃止した場合においては、速やかに小形風力発電施設等を撤去するものとする。

8. その他

- 1) 本ガイドラインに定める「住宅等までの距離」及び「道路からの距離」については、本ガイドラインの施行日以降、国への再生可能エネルギー発電事業計画認定を行う計画から適用する。
- 2) 本ガイドライン施行前に小形風力発電施設等の設置を計画している事業者等は「5 設置等に関する届出」、既に小形風力発電施設等を設置している事業者等は「6 設置後の維持管理等」に定める届出書の提出を求めるものとする。
- 3) 本ガイドラインを遵守しない事業者等については、事業者名、事業概要等を公表するとともに、今後寿都町での再生可能エネルギー事業の全ての取扱いに対して中止を求めることとする。
- 4) 本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

寿都町長 様

住 所（法人は所在地）
氏 名（法人は名称及び代表者氏名） 印
電話番号

小形風力発電施設等の設置に関する届出書

下記のとおり、小形風力発電施設等の設置を計画したので関係書類を添えて届出いたします。

事業主体			
事業実施場所			
地目及び面積	地目： 面積：		
土地の権利関係	☐ 自己所有 ☐ 売買 ☐ 借地（地権者： ）		
事業規模	k W × 基		
設置スケジュール （ 予 定 ）	工事着工：平成 年 月 日 工事完了：平成 年 月 日		
発電事業予定期間	運転開始：平成 年 月 日 運転終了：平成 年 月 日		
連絡先	担当者	所属： 氏名： 電話番号：	
添付書類	①事業計画の概要（計画概要、事業内容、資金調達計画及びキャッシュフロー、設置スケジュール、メンテナンス方針等） ②事業予定地の位置図（周辺住宅等からの距離を示したもの） ③主要な眺望点からの景観の変化を予測した合成写真等 ④国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書の写し（予定） ⑤再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書の写し及び許認可等通知の写し ⑥ガイドライン「3 設置にあたっての基準」に関する該当状況（別紙様式1） ⑦関係等への事業説明に関する報告書（別紙様式2）及び関係する町内会等の同意書又は承諾書 ⑧その他参考となる資料		

別紙様式 1

ガイドライン「3 設置等に当たっての基準」に関する該当状況

番号	項 目	該当の有無	確認・相談先等
1	住宅等からの距離 ・最も近い住宅等までの距離 m	☐ 有 ☐ 無 ☐ 相談中	
2	道路からの距離 ・最も近い道路までの距離 m	☐ 有 ☐ 無 ☐ 相談中	
3	騒音 ・騒音に係る環境基準「専ら住居の用に供される地域」に係る基準値以内	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	
4	低周波音 ・環境省「低周波音問題対策の手引書」の物的及び心身に係る苦情等に関する参考値内	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	
5	電波障害 ・テレビ電波等への影響	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	
6	自然環境 (確認した内容等:)	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	
7	景観	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	
8	光害 ・周辺環境への影響等 (確認した内容等:)	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	
9	災害防止 (確認した内容等:)	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	
10	文化財 ・文化財の保護等 (確認した内容:)	☐ 有 ☐ 無 ☐ 確認中	

※法規制等に係る項目は、国へ提出する「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」の写しを提出すること。

別紙様式 2

関係者等への事業説明に関する報告

開催日時	平成 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
開催場所等	対象地区等： 会場名：
議題等	
出席者	
説明内容	
出席者からの 意見・要望等 及びそれに対する 対応策	
作成者氏名	事業者名等： 役職名： 氏 名 印
確認者氏名	事業者名等： 役職名： 氏 名 印

※報告書は、開催場所毎に作成してください。

平成 年 月 日

寿都町長 様

住 所（法人は所在地）
氏 名（法人は名称及び代表者氏名） 印
電話番号

小形風力発電施設等の設置変更（中止）届出書

平成 年 月 日付けで届出をした小形風力発電施設等の設置について、設置の変更（中止）をしたいので、関係書類を添えて届出します。

事業主体			
事業実施場所			
地目及び面積	地目： 面積：		
土地の権利関係	☐ 自己所有 ☐ 売買 ☐ 借地（地権者： ）		
事業規模	kW × 基		
変更（中止）の概要			
連絡先	担当者	所属：	
		氏名：	電話番号：
関係書類	①変更（中止）内容がわかる書類		

平成 年 月 日

寿都町長 様

住 所（法人は所在地）
氏 名（法人は名称及び代表者氏名） 印
電話番号

小形風力発電施設等の設置完了報告書

下記のとおり、小形風力発電施設等の設置を完了したので関係書類を添えて報告いたします。

事業主体			
事業実施場所			
地目及び面積	地目： 面積：		
土地の権利関係	☐ 自己所有 ☐ 売買 ☐ 借地（地権者： ）		
事業規模	kW × 基		
工事完了年月日	平成 年 月 日		
発電事業期間	運転開始：平成 年 月 日 運転終了：平成 年 月 日		
連絡先	担当者	所属：	
		氏名：	電話番号：
添付書類	①設備等設置配置図 ②設置完了写真 ③国の事業計画認定通知の写し ④維持管理に関する資料 ⑤緊急連絡体制に関する資料 ⑥その他参考となる資料		

寿都町長 様

住 所（法人は所在地）
氏 名（法人は名称及び代表者氏名） 印
電話番号

事故等報告書

小形風力発電施設等の事故等について、下記のとおり報告いたします。

設 備 I D	識別番号 I D :		
発 生 日 時 等	発生日時：平成 年 月 日 時 分		
	発見日時：平成 年 月 日 時 分		
	対応日時：平成 年 月 日 時 分		
発 生 場 所			
事 故 等 の 状 況			
被 害 者 等	住 所：		
	氏 名：		
事 故 等 の 原 因			
事 故 等 対 応 者	担 当 者	所 属：	
		氏 名：	電話番号：
事 故 等 対 応 状 況			

※場合によっては複数回に分けて問題が解決するまで対応状況等について報告を行うこと。

平成 年 月 日

寿都町長 様

住 所（法人は所在地）
氏 名（法人は名称及び代表者氏名） 印
電話番号

小形風力発電施設等の廃止（譲渡）報告書

平成 年 月 日付けで設置完了報告をした小形風力発電施設等について、下記のとおり廃止（譲渡）したので報告いたします。

事業主体			
事業実施場所			
地目及び面積	地目： 面積：		
土地の権利関係	☐ 自己所有 ☐ 売買 ☐ 借地（地権者： ）		
事業規模	kW × 基		
廃止（譲渡）年月日	平成 年 月 日		
施設撤去年月日	平成 年 月 日		
譲渡先名称等			
発電事業期間	運転開始：平成 年 月 日 運転終了：平成 年 月 日		
連絡先	担当者	所属：	
		氏名：	電話番号：
添付書類	①撤去前後の写真 ②撤去に関する関係書類 ③譲渡に関する関係資料 ④その他参考となる資料		

※施設撤去が完了していない場合は撤去予定年月日を記入、撤去後に関係する書類を提出すること。